

令和 8 年度
契電第 1 号

電気需給契約書

第三管区海上保安本部

横浜海上防災基地ほか15箇所で使用する電気の需給契約書

発注者 支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 *** * * * * と 受注者 * * * * * * * * * * は、横浜海上防災基地ほか15箇所で使用する電気の需給に関し、次の条項により電気需給契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者が横浜海上防災基地ほか15箇所で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年4月 1日00時00分から
令和9年3月31日24時00分までとする。

(契約金額)

第3条 契約金額（単価）は別紙のとおりとし、基本料金単価については、力率割引又は割増しを行い、電力量料金単価については、燃料費等調整を行うものとする。また、各単価には消費税及び地方消費税の額が含まれるものとする。

- 2 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出される金額とする。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。

(契約保証金)

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡禁止)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち

いずれか大きい値とする。

ただし、契約電力が 500 キロワット以上の施設にあっては、契約電力を変更する必要がある場合は、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

- 2 契約電力が 500 キロワット以上の施設において、発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて、発注者及び受注者が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日、または行ったものとされる日とし、受注者は計量日に計量器によって記録された数値により使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 各月の料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第10条 受注者は、第8条の検査合格後、当該月における使用電力量に第3条第1項で定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（ただし、燃料費調整及び市場価格調整を行う場合は、燃料費調整額及び市場価格調整額を加減した額とする。）と契約電力に第3条第1項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。）と再生エネルギー発電促進賦課金（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）を合計した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）を、1ヶ月毎に発注者に請求するものとし、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

なお、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整、市場価格調整及び「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく賦課金については、関東管内及び中部管内の旧一般電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

- 2 本契約が対象となる国の補助事業及び措置等があった場合には、電気料金にそれを適用する。
- 3 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前項に規定する料金の支払いを遅延したときは、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未払金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額に対し年2.5%の割合で計算した遅延利息（当該金額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正行為があつたとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となつたとき。
- 2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

（違約金）

第12条 前条第1項により発注者がこの契約を解除した場合（ただし、同条同項第6号の場合を除く。また、同条同項第1号または第2号の場合については受注者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）、前条第2項により発注者がこの契約を解除した場合、その他受注者の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条第1項で定める契約

金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額と契約電力に第3条第1項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額の合計金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第13条 発注者は契約の解除（第11条第1項第2号による場合を除く。）及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（機密の保持）

第14条 発注者及び受注者は、業務上知り得た互いの秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においても、この責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合で、発注者又は受注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第15条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（契約期間に係る予定使用電力量に第3条第1項で定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額と契約電力に第3条第1項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額の合計金額とする。なお、この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金としての指定する期間内に支払わなければならない。

（1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令

を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(協議)

第16条 本契約について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、受注者の電気需給約款によるほか発注者受注者協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5—57
支出負担行為担当官
第三管区海上保安本部長 *** *** *

受注者 *** *** *** *** *** ***
*** *** *** *** *** ***
*** *** *** ***